24社会保障Ⅰ　6月26日　水曜日　3限目13：00～14:30

【日本の社会保障の歴史】日本の社会保障制度とその歴史的変遷

●リアクションペーパー＃８

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この回の講義の感想・この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

1. 日本の社会保障の歴史ついて

□これまで関心がなかった。

□関心はあったがよく知らなかった。

□前から関心があり、よく知っていた。

□盛り沢山でよく理解できなかった。

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．戦前の日本の社会保障

□日本で早く普及が進んだ社会保険制度は医療保険だった。1922（T11）年の健康保険法の制定

□政府（政府管掌健康保険）・健康保険組合（組合管掌健康保険）。この区分は戦後も引き継がれる。共済（きょうさい）vs健保（けんぽ）

□1938（S13）国民健康保険法の制定⇒健康保険法の対象外（農業・都市自営業者・零細企業の労働者）のための健康保険。戦後⇒「国民健康保険」（こくほ）。

□年金は1941（S16)労働者年金保険法⇒1944（S19)の厚生年金保険法に名称変更＝女子労働者＋職員（ホワイトカラー）などに拡張される。⇒国民年金は戦後

□戦時の国民総動員体制の元での拡張である点に注意。

３．戦後の日本の社会保障

□1945年8月終戦：大陸からの引き揚げ者、失業者などの生活困窮者、戦争孤児、傷痍軍人⇒占領軍当局GHQが日本政府に国家責任としての最低生活保障を要求する。

□1946（S21）生活保護法　★日本国憲法の制定⇒憲法25条の生存権との関係が不明。

1947（S22)児童福祉法⇔戦争孤児との関係

1949（S24)身体障害者福祉法⇔傷痍軍人との関係

□1950（S25)生活保護法の改正（新生活保護法）保護請求権の明確化★「福祉三法体制」：生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法

□1947（S22)失業保険法・労働者災害補償保険法1950（S25)社会保障制度審議会の勧告：国民皆保険年金体制をめざす

□1951（S26)社会福祉事業法⇔社会福祉法人制度の創設・福祉事務所の設置

□1958（S34)　国民健康保険法

□1959（S34)　国民年金法の制定1961（S36) 国民年金がスタート、横浜市、京都市、名古屋市、大阪市が国民健康保険を実施、⇒国民皆保険年金体制の実現